

議案第12号

調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

提案理由

市長部局における、調布市公印規則と文言の整合を図るため、提案するものです。

調布市教育委員会公印規程（昭和47年調布市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

別表第1第3項中

「

27	調布市立 小中学校 長職務代 理者印	同	同	同	校長職務代 理者名をも ってする文 書	28	各小中学 校長
----	-----------------------------	---	---	---	------------------------------	----	------------

」

を

「

27	調布市立 小中学校 長職務代 理者印	てん書	方21	つげ	校長職務代 理者名をも ってする文 書	28	各小中学 校長
----	-----------------------------	-----	-----	----	------------------------------	----	------------

」

に改め、同表第4項中

「

35	調布市立 小中学校 割印	同	同	同	同	28	各小中学 校長
----	--------------------	---	---	---	---	----	------------

」

を

「

35	調布市立 小中学校 割印	てん書	長 33  短 13	つげ	一般文書割 印用	28	各小中学 校長
----	--------------------	-----	------------------------	----	-------------	----	------------

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

調布市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後								改正前							
○調布市教育委員会公印規程 昭和47年9月4日教育委員会規程第4号								○調布市教育委員会公印規程 昭和47年9月4日教育委員会規程第4号							
第1条から第20条まで 略 別表第1（第3条関係）								第1条から第20条まで 略 別表第1（第3条関係）							
1 委員会印 略								1 委員会印 略							
2 庁印 略								2 庁印 略							
3 職印								3 職印							
番号	名称	書体	寸法（ミ リメートル）	材質	用途	個数	管守者	番号	名称	書体	寸法（ミ リメートル）	材質	用途	個数	管守者
13から24まで 略								13から24まで 略							
25	調布市郷土博物館長印	同	方21	同	郷土博物館長名をもつてする文書	1	郷土博物館長	25	調布市郷土博物館長印	同	方21	同	郷土博物館長名をもつてする文書	1	郷土博物館長
26	削除							26	削除						
27	調布市立小中学校長職務代理者印	てん書	方21	つげ	校長職務代理者名をもつてする文書	28	各小中学校長	27	調布市立小中学校長職務代理者印	同	同	同	校長職務代理者名をもつてする文書	28	各小中学校長
28 略								28 略							
4 割印公印								4 割印公印							
番号	名称	書体	寸法（ミ リメートル）	材質	用途	個数	管守者	番号	名称	書体	寸法（ミ リメートル）	材質	用途	個数	管守者
29から32まで 略								29から32まで 略							

改正後								改正前									
	33	調布市郷土博物館割印	同	同	同	同	1	郷土博物館長		33	調布市郷土博物館割印	同	同	同	同	1	郷土博物館長
	34	削除								34	削除						
	35	調布市立小中学校割印	<u>てん書</u>	<u>長</u> <u>33</u> <u>短</u> <u>13</u>	<u>つげ</u>	<u>一般文書割印用</u>	28	各小中学校長		35	調布市立小中学校割印	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>	<u>同</u>	28	各小中学校長
別表第2（第3条関係） 略									別表第2（第3条関係） 略								
別表第3（第14条関係） 略									別表第3（第14条関係） 略								
別表第4（第14条関係） 略									別表第4（第14条関係） 略								

附 則（令和6年3月22日教委訓令第 号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。